

されますが、当該事業による支援と前述の妊婦支援給付金の支給とを効果的に組み合わせて妊娠中の身体的、精神的、経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行うよう配慮することが子ども・子育て支援法に定められ、妊婦等包括相談支援事業による面談の際に、妊婦給付認定の申請その他の妊婦のための支援給付のための手続を行う運用が想定されています。

## 2 「こども」と「子育て世帯」の支援に関するもの

### (1) 産後ケア事業の提供体制の整備（地域子ども・子育て支援事業への位置付け）

実施主体	市町村
根拠法令	子ども・子育て支援法
施行期日	令和7年4月1日

産後ケア事業は、元々は予算事業として実施されていた事業ですが、令和3年4月以降は、母子保健法（昭和40年法律第141号）に位置付けられ、市町村はその実施に努めなければならないこととされています（同法第17条の2）。また、産後ケア事業は、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、令和6年度末までの全国展開を目指すこととされているところです。

全国展開を実現し、支援を必要とする全ての者が産後ケア事業を利用できるようにするためには、国、都道府県、市町村の役割分担を明確にし、都道府県の積極的関与の下で計画的に提供体制の整備を進める必要があるとして、産後ケア事業を子ども・子育て支援法に定める地域子ども・子育て支援事業に位置付けることとされました。これによって、産後ケア事業は、次のような役割分担の下、市町村子ども・子育て支援事業計画や都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において計画を定めた上で実施されることとなります。

#### ■地域子ども・子育て支援事業に位置付けることにより想定される国・都道府県・市町村の役割

国	基本指針を定め、産後ケア事業の量の見込みの参酌標準や提供体制の確保の内容を示す。
市町村	基本指針に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、産後ケア事業の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期を定める。
都道府県	市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け確認する。また、基本指針に基づき、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整について定めるよう努める。

### (2) 乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設

実施主体	市町村
------	-----

根拠法令	児童福祉法、子ども・子育て支援法
施行期日	① 乳児等通園支援事業の創設: 令和7年4月1日 ② 乳児等のための支援給付の創設: 令和8年4月1日

### <制度の概要>

就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化する観点から、「乳児等通園支援事業」と「乳児等のための支援給付」（いわゆるこども誰でも通園制度）が創設されます。こども誰でも通園制度は、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもとその保護者を対象とし、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設での実施が予定されています。事業の内容としては、こどもに対して適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者に対して心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うものとされています。一時預かり事業と共通する部分もありますが、「こども誰でも通園制度」とあるとおり、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもである必要がないなど、制度の対象となる家庭に限定がない点や、保護者のためにこどもを「預かる」というサービスではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じてこどもの育ちを応援することを主な目的としている点に特徴があります。

### <制度の段階的实施>

令和6年度においては、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的な事業が115の市区町村で行われる予定（令和6年4月26日時点）となっており、令和7年度以降は、児童福祉法に定める事業（乳児等通園支援事業）として制度化し、実施市区町村数を拡充することとされています。令和7年度においては、乳児等通園支援事業は地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、国の子ども・子育て支援交付金をもって事業運営の財政支援を行うこととなりますが、地域子ども・子育て支援事業に位置付けての事業実施は、令和7年度限りの時限措置とされています。令和8年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設され、乳児等のための支援給付における「乳児等支援給付費」の支給によって事業運営に対する財政支援が行われることとなります。

「乳児等通園支援事業」自体は、児童福祉法上、実施が義務付けられているものではないため、令和7年度中はこども誰でも通園制度を実施しないことも可能ですが、「乳児等のための支援給付」は乳児等の保護者に対する法定の個人給付であり、市町村の判断でこれを行わないこととすることはできないことから、令和8年度以降は、全ての市町村においてこども誰でも通園制度（「乳児等通園支援事業」と「乳児等のための支援給付」の双方）を実施する必要があります。

### ＜市町村が行う事務＞

国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行うには、市町村の「認可」を受ける必要があり、乳児等支援給付費の支給に係る対象事業者となるには、認可とは別に市町村の「確認」を受ける必要があります。また、乳児等の保護者も、乳児等支援給付費の支給を受けるためには、市町村から受給資格を有することにつき「認定」（乳児等支援給付認定）を受ける必要があります。市町村が自ら乳児等通園支援事業を行う場合には、認可を受ける必要はありませんが、確認を受ける必要はあります（子どものための教育・保育給付における特定教育・保育施設の確認と同様）。

そのほか、乳児等支援給付認定を受けた保護者がその子どもについて、確認を受けた乳児等通園支援事業者の行う乳児等通園支援を利用したときには、市町村は、当該保護者に「乳児等支援給付費」を支給することになりますが、乳児等支援給付費は、法定代理受領方式により、乳児等通園支援事業者に直接支払うことができることとされています。実際の運用では、法定代理受領方式が原則になるものと思われます。

### （3）児童手当の抜本的拡充

実施主体	市町村
根拠法令	児童手当法
施行期日	令和6年10月1日

児童手当の制度が抜本的に拡充されます。拡充の主な内容は、以下のとおりです。

#### ＜児童手当の支給対象児童の拡大＞

児童手当の支給対象児童が、中学生までの児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）から、高校生年代までの児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）に拡大されます。

#### ＜所得制限の撤廃＞

児童手当の支給要件のうち所得要件が廃止されます。これに伴い、所得要件を満たさない一定所得以上の者に支給されている「特例給付」も廃止されます。

#### ＜多子加算の拡大＞

多子のカウント対象が、高校生年代までの児童から、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（受給資格者が生計費の相当部分を負担している者などの内閣府令で定める要件を満たす者に限る）に拡大され、第3子の支給額が1万5,000円から3万円に増額されます。